資料 1

受益者負担金

1.下水道受益者負担金とは

公共下水道が整備されると、快適で住みよい生活環境となりますが、こうした恩恵を受けられるのは、不特定多数の方々が利用できる道路や公園と違って、公共下水道が整備された区域の方々に限られています。

そこで、公共下水道が整備されることにより、直接利益をうける方に建設費用の一部を負担していただくのが「受益者負担金」です。

この受益者負担金は、都市計画法第 75 条の規定に基づき、条例を制定して実施しています。

2.負担金の対象となる土地

公共下水道が整備された区域内の土地となります。

3.負担金を納めていただく方(受益者)

土地の所有者又は権利の継承者、もしくは、家屋の所有者となります。

負担金と納める人

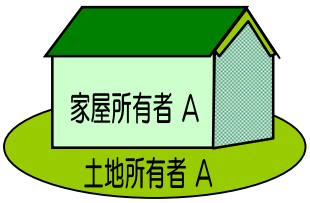

例１ A

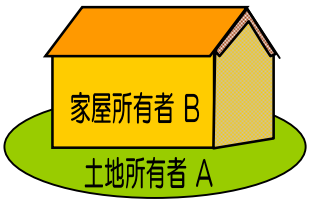

例２ A又はB

4.負担金の額

土地の面積にその排水区域(下記を参照)の単位負担金額(１㎡当たりの負担金額)をかけた額が、受益者負担金額になります。

排水区域の名称	主な地域	単位負担金額（１㎡あたり）
富士見市公共下水道	市街化区域 一部の市街化調整区域	４３０円
	市街化調整区域	５１０円
富士見市特定環境保全公共下水道	南畑区域	５１０円

◇計算例

市街化区域内に１８０㎡の土地をお持ちの場合、１８０㎡×４３０円＝７７，４００円となります。

５.負担金の納付方法

負担金の納付は「分割納付」か「一括納付」を選択できます。

分　割　納　付	３年に分割し、年４回の納期で１２回に分けて納めていただきます。
一　括　納　付	受益者負担金額の全額※を一時に納めていただきます。 ※一括納付いただく場合、前納報奨金を差引いた額になります。

６.一括納付と報奨金

初回の納付に一括で納付又は分割納付の途中で残金をまとめて前納する場合、納期前に納付した納期数、納付額に応じ、前納報奨金〔納付額の２％～１２％（納期数による）〕が交付され納付額がお安くなります。

◇計算例（受益者負担金額が 120,000 円の場合）

（1期納付額）　　（報奨金額）
120,000 円-10,000 円＝110,000 円　⇒　110,000円×１２％＝13,200 円
120,000 円-13,200 円＝106,800 円（一括納付額）

納期残数により変わります。

７.負担金の徴収猶予対象

〇田畑その他これらに準じる土地
〇受益者が災害や盗難等によって被害を受けたとき
※受益者負担金徴収猶予の申請が必要です。

８.受益者の申告

受益者負担金を「賦課すると土地」が決まりますと、土地の所有者の方々に、あらかじめ同年１月 １ 日現在の土地課税台帳に基づいて「受益者申告書」を送付しますので、記載事項に間違いがないか内容を確認のうえ、提出していただきます。

富士見市
マスコットキャラクター
「ふわっぴー」

富士見市建設部下水道課庶務担当
電話：０４９－２５１－２７１１

資料２

事業認可区域に編入した市街化調整区域の受益者負担金（単位負担金）について

受　益　者　負　担　金　対　象　区　域

（事業認可区域に編入した市街化調整区域）

平成２６年３月２５日認可されました下記の区域を受益者負担金対象区域とする。

（公共下水道）

新河岸第 12-2-1 処理分区	１９．７ｈａ	図面１－①

（特定環境保全公共下水道）

新河岸第１４処理分区	０．７ｈａ	図面２－①
	３．９ｈａ	図面２－②
小　計	４．６ｈａ	
合　　計	２４．３ｈａ	

（受益者負担金単位負担金額）

富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第４条、第５条及び富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例第３条、第４条に基づき、下記のとおり単位負担金額を算定する。

（公共下水道）

新河岸第 12-2-1 処理分区（１９．７ha）の単位負担金額は隣接する市街化区域と同額の㎡当たり４３０円とする。

※　単価の４３０円／㎡については、隣接する山室地域が市街化区域の４３０円／㎡で賦課しており、その管渠に接続することとセブンイレブン・ヤマト運輸・グリーン物流なども４３０円／㎡で賦課、徴収している。

（特定環境保全公共下水道）

新河岸第１４処理分区　　４．６ｈａ

（事業費）　　（負担率）　　（区域面積）

3,300,668,000 円　×　１／４　÷　1,614,000 ㎡　＝　511.26 円／㎡

よって、単位負担金額は、円単位を切り捨てて５１０円／㎡とする。

受益者負担金（単位負担金）積算資料

特定環境保全公共下水道（第三負担区）

＜事業費について＞

新河岸第１４処理分区の拡張区域における単位負担金額の算出にあたり、総事業費を第二負担区の総事業費と合算するものとする。

総事業費 ＝ ①第二負担区の総事業費（156.8ha）＋ ②拡張区域の総事業費（4.6ha）

とする。

第二負担区の総事業費 ＝ 4,269,598 千円 ‥‥‥①

拡張区域の総事業費 ＝ A(管渠費・道路復旧費)＋B（委託費）
＋C（補償費）＋D(事務費)

A B C D=(A+B+C)×8.35%

＝ 42,572 千円＋2,039 千円＋216 千円＋3,743 千円

＝ 48,570 千円 ‥‥‥②

総事業費 ＝ ① ＋ ② ＝ 4,269,598 千円 ＋ 48,570 千円

＝ 4,318,168 千円

したがって

(総事業費) (国庫補助金)

事業費 ＝ 4,318,168 千円 － 1,017,500 千円

＝ 3,300,668 千円

＜区域の面積について＞

区域の面積についても総事業費と同じ取扱いとする。

したがって

区域の面積 ＝ 第二負担区の面積 ＋ 拡張区域の面積

＝ 156.8 ha ＋ 4.6 ha

＝ 161.4 ha

富士見都市計画富士見公共下水道事業

図 面 1

受益者負担金(単位負担金)
公共下水道　区域図

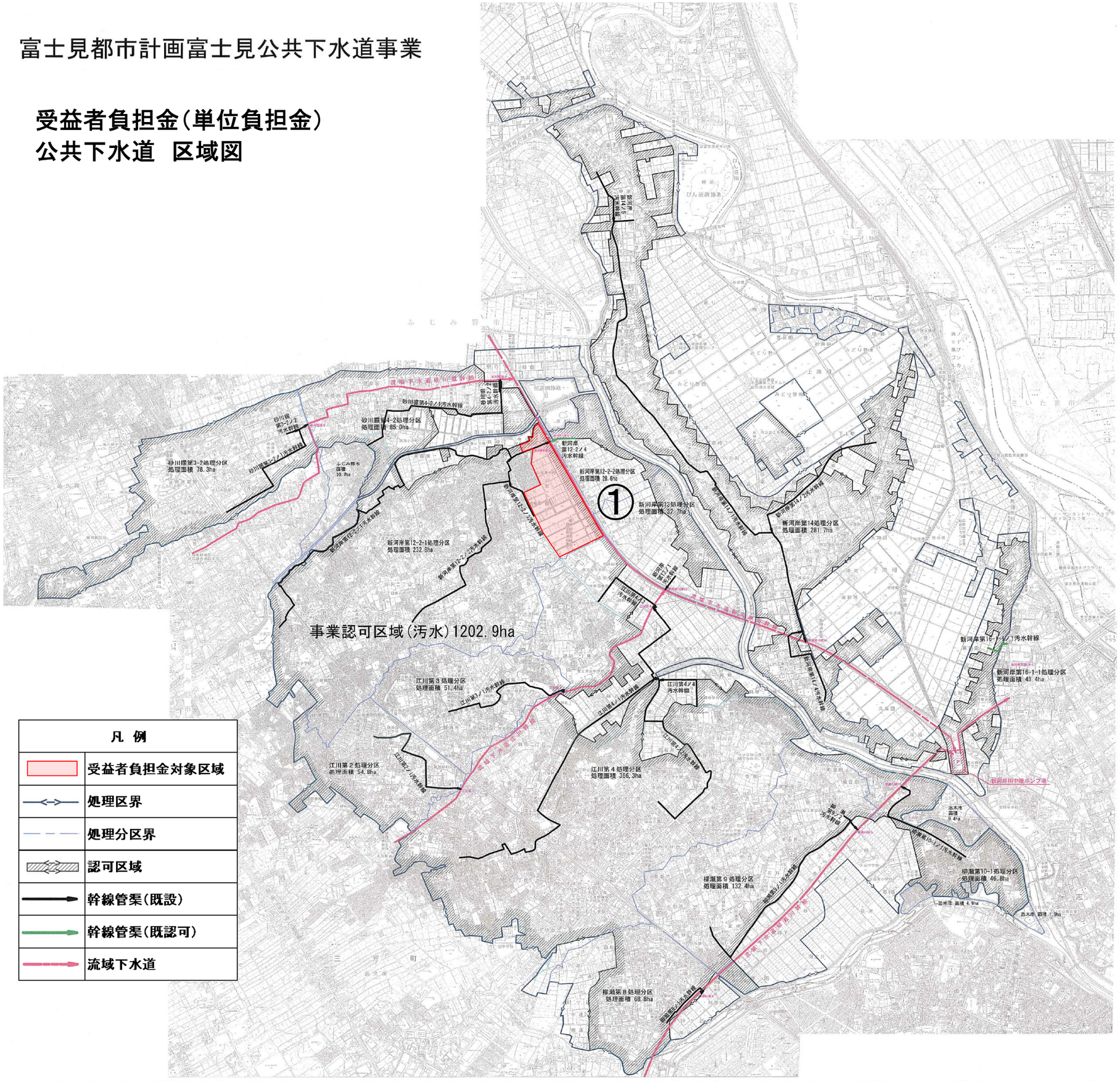

凡　例	
	受益者負担金対象区域
	処理区界
	処理分区界
	認可区域
	幹線管渠(既設)
	幹線管渠(既認可)
	流域下水道

① 大字勝瀬字寺山
大字勝瀬字反町
山室一丁目

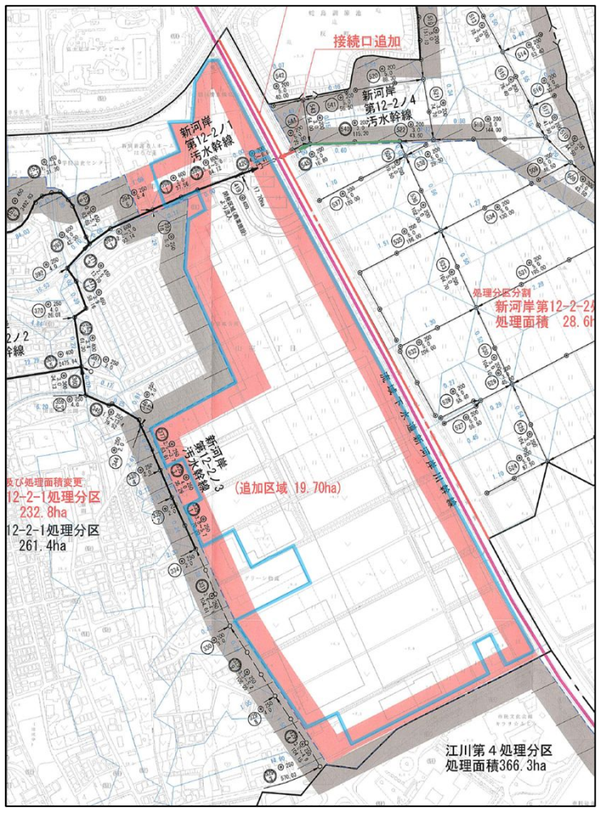

(仮称)ららぽーと富士見開発区域　17.6 ha

その他区域　2.1 ha

富士見都市計画富士見公共下水道事業

受益者負担金（単位負担金）
特定環境保全公共下水道　区域図

図面２

凡　例	
	受益者負担金対象区域
	処理区界
	処理分区界
	認可区域
	幹線管渠（既設）
	幹線管渠（既認可）
	流域下水道

① 大字東大久保字金子街道

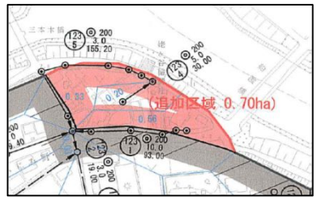

② 大字下南畑字島崎
大字下南畑字葭会

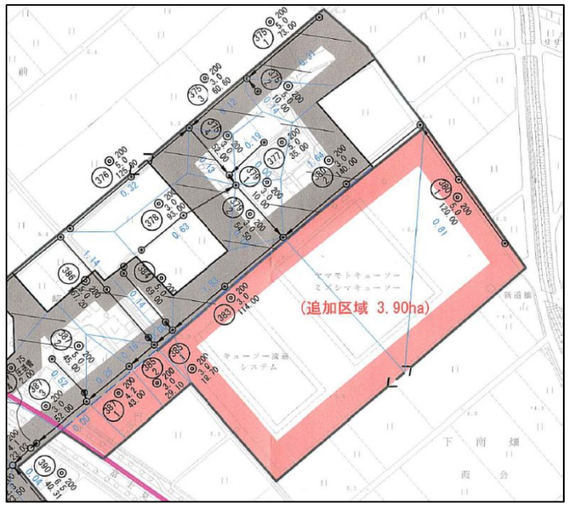

図面 3

富士見都市計画富士見公共下水道事業

受益者負担金(単位負担金)　区域図

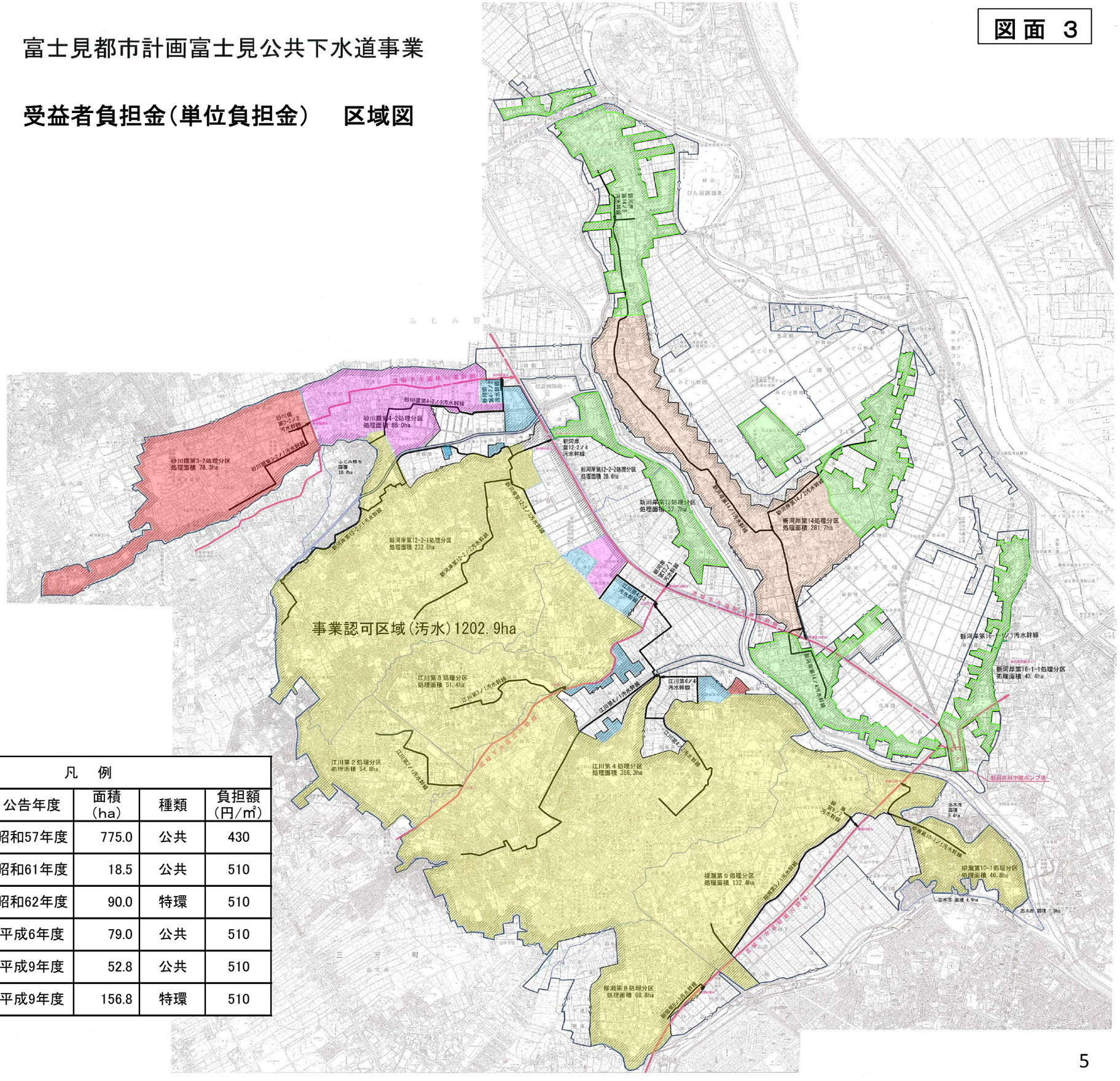

凡　例				
区域	公告年度	面積(ha)	種類	負担額(円/㎡)
	昭和57年度	775.0	公共	430
	昭和61年度	18.5	公共	510
	昭和62年度	90.0	特環	510
	平成6年度	79.0	公共	510
	平成9年度	52.8	公共	510
	平成9年度	156.8	特環	510

近隣市町受益者負担金単位負担金調書

	市 街 化 区 域	市街化調整区域
富士見市	(S57年度) ４３０円	(S61年度)　(S62年度)　(H6年度) ５１０円　５１０円　５１０円 市街化に隣接する区域　特環第１負担区　茶立久保・ひばり台 (H9年度) ５１０円 市街化に隣接する区域及び特環第２負担区
川 越 市	(S43年度)　(S43年度)　(S43年度) ５１円　７８円　６２円 第1負担区　第２負担区　第３負担区 (S52年度)　(S44年度)　(S44年度) １７６円　１３９円　１５０円 第４負担区　第５負担区　第６負担区 (S48年度)　(S48年度)　(S49年度) １８３円　２１９円　１５１円 第７負担区　第８負担区　第９負担区 (S50年度)　(S51年度) ９５円　１５３円 第10負担区　第11負担区 (S57年度)　(S61年度)　(H3年度) ３６０円　３９５円　４２５円 流域第１負担区　流域第２負担区　流域第３負担区	(H8年度) ６９０円 流域第４負担区
所 沢 市	(S57年度)　(S61年度)　(H1年度) ３２８円　４７６円　４８８円 第1負担区　第２負担区　第３負担区 (H11年度) ７００円 第４負担区	(H15年度)　(H20年度) １，０００円　１，０００円 第５負担区　第６負担区
狭 山 市	(S51年度)　(S62年度)　(H3年度) ３１０円　３９０円　４６０円	(H5年度) ９９０円
入 間 市	(S57年度)　(H3年度)　(H9年度) ３２０円　４００円　４３４円 第1負担区　第２負担区　第３負担区	(H25年度) ９２５円 第４負担区

朝 霞 市	(S56年度)　(S57年度)　(S59年度) １４１円　１４６円　１７４円 第1負担区　第2負担区　第3負担区 (S60年度)　(S61年度)　(S62年度) １７５円　１７４円　１８８円 第4負担区　第5負担区　第6負担区 (S63年度)　(H26年度) １８８円　３１０円 第7負担区　第8負担区	
新 座 市	(S57年度) ３００円 第1負担区	(H6年度)　(H10年度)　(H12年度) ６００円　６００円　１，２００円 第2負担区　第3負担区　第4負担区
志 木 市	(S57年度) ３００円	
ふじみ野市	(S57年度) ２７０円 ※旧上福岡市分 (S58年度) ３９０円 ※旧大井町分	(H5年度) ６００円 ※旧上福岡市分 (H14年度) １，０１０円 ※旧大井町分
三 芳 町	(S57年度) ４００円	(H2年度)　(H4年度) ４００円　４００円
川 島 町	(S58年度)　(H1年度)　(H7年度) ４６０円　５５０円　６５０円 第1負担区　第2負担区　第3負担区 (H9年度)　(H11年度) ６７０円　６７０円 第4負担区　第5負担区	

＊（　　）は徴収開始年度

受益者負担金に関する賦課方法等について

平成２５年度の事業認可区域の拡張に伴い、公共下水道事業並びに特定環境保全公共下水道事業に関する区域について下記のとおりとしたい。

記

１．賦課方法

山室勝瀬地域は、公共条例を適用し、東大久保地域及び下南畑地域については、特環条例を適用する。

※事業認可を受ける段階で山室勝瀬地域は公共事業、東大久保地域及び下南畑地域は特環事業で認可を受けているため。

２．賦課対象地

山室勝瀬地域は公共条例を適用ということで全ての土地を賦課対象地とする。

ただし、市街化調整区域のため、建築制限が科されることから特環条例を準用し「宅地及び宅地相当の用途に供している土地」を賦課する。

東大久保地域及び下南畑地域については、特環条例を適用し従来どおり「宅地及び宅地相当の用途に供している土地」を賦課する。

改　　正　　後

別表（第３条関係）

負担区の名称	区　　域	面 積	単位負担金額
第一負担区	大字東大久保字南畑界、同字一丁目の各一部 大字上南畑字中下内手、同字道場、同字鼠橋の全部 大字上南畑字上内手、同字本村内手、同字明石、同字稲荷前、同字瀬良崎、同字内ノ町、同字中下、同字市金、同字池ノ橋、同字田中、同字遠島、同字内川袋、同字曲目、同字戸中の各一部 大字下南畑字吉住、同字山場の全部 大字下南畑字馬場、同字蓮田、同字善幅、同字路通、同字深町、同字天神前、同字山形、同字竹ノ内、同字町田の各一部	９０ヘクタール	１平方メートル当たり５１０円
第二負担区	大字勝瀬字反町の一部 大字東大久保字上手、同字金子街道、同字欠間、同字中道、同字下手、同字新掘、同字芝原、同字渋井橋の各一部 大字上南畑字前田の全部 大字上南畑字下田、同字申塚、同字蛇木、同字尺地、同字流、同字稲荷前、同字池田、同字壱貫田、同字曽根、同字二ノ坪、同字虫喰、同字堂ケ谷戸、同字橋上川袋、同字橋下川袋の各一部 大字下南畑字八ツ島、同字八幡脇、同字二丁目、同字天神後、同字蓮田、同字天神前、同字下ノ谷、同字竹ノ内、同字島崎、同字木染、同字芝原、同字塚越、同字乗越、同字前新田、同字裏新田、同字谷中、同字馬場、同字久保田の各一部 大字水子字北袋の一部 大字南畑新田字登戸、同字尻永の各一部	１５６．８ヘクタール	１平方メートル当たり５１０円
第三負担区	**大字東大久保字金子街道の一部** **大字下南畑字島崎、同字葭会の各一部**	４．６ヘクタール	１平方メートル当たり５１０円

【 受益者負担金単位負担金の決定に関する今後の事務の流れ】

① 下水審への諮問及び下水審からの答申（８月）

↓

② 条例改正案の議会提案（１２月定例議会）

↓

③ 改正条例施行（平成２７年４月１日施行）

↓

④ 賦課対象地の公告（平成２７年４月１日）

↓

⑤ 負担金の賦課（平成２７年４月申告書発送、６月賦課）

公 共 下 水 道 （ 山 室 勝 瀬 地 区 ） 土 地 利 用 状 況

地　目	宅 地 等 ・㎡	割 合%	減免(100/100)・㎡	割 合%	減免(75/100)・㎡	割 合%	未 賦 課・㎡	割 合%	合　　計	割 合%
田							1,117.00	0.57%	1,117.00	0.57%
畑										
宅　地	9,948.67	5.05%					164,094.98	83.29%	174,043.65	88.34%
雑　地							1,200.00	0.61%	1,200.00	0.61%
山　林										
道・水			20,322.35	10.32%					20,322.35	10.32%
寺・社										
学　校										
公　共			317.00	0.16%					317.00	0.16%
その他										
計	9,948.67	5.05%	20,639.35	10.48%			166,411.98	84.47%	197,000.00	100.00%

認可区域面積　１９．７ｈａ　(197,000.00㎡)

特定環境保全公共下水道（東大久保地区） 土地利用状況

地　目	宅地等・㎡	割合%	減免(100/100)・㎡	割合%	減免(75/100)・㎡	割合%	未賦課・㎡	割合%	合　計	割合%
田										
畑							531.00	7.58%	531.00	7.58%
宅　地	3,323.29	47.48%							3,323.29	47.48%
雑　地							114.00	1.63%	114.00	1.63%
山　林										
道・水			2,695.71	38.51%					2,695.71	38.51%
寺・社			336.00	4.80%					336.00	4.80%
学　校										
公　共										
その他										
計	3,323.29	47.48%	3,031.71	43.31%			645.00	9.21%	7,000.00	100.00%

合計

認可区域面積　０．７ｈａ　（7,000.00㎡）

特定環境保全公共下水道（下南畑地区） 土地利用状況

地　目	宅地等・㎡	割合%	減免(100/100)・㎡	割合%	減免(75/100)・㎡	割合%	未賦課・㎡	割合%	合　計	割合%
田										
畑										
宅　地	37,288.03	95.61%							37,288.03	95.61%
雑　地							675.00	1.73%	675.00	1.73%
山　林										
道・水			1,036.97	2.66%					1,036.97	2.66%
寺・社										
学　校										
公　共										
その他										
計	37,288.03	95.61%	1,036.97	2.66%			675.00	1.73%	39,000.00	100.00%

認可区域面積　３．９ｈａ　（39,000.00㎡）

○富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

（総則）

第１条　富士見市長（以下「市長」という。）は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７５条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。

（受益者）

第２条　この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

２　市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

（排水区域の公告）

第３条　市長は、この条例の施行後遅滞なく、排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。

（負担金の総額）

第４条　負担金の総額は、事業に要する費用（以下「事業費」という。）の額に４分の１を乗じて得た額とする。

（各受益者の負担金の額）

第５条　受益者が負担する負担金の額は、前条の規定により定めた負担金の総額を第３条の規定により公告された排水区域の地積で除して得た額(以下｢単位負担金額｣という。）に当該受益者が第７条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。

（事業費の予定額等の決定等）

第６条　市長は、第３条の公告後遅滞なく、事業費の予定額及び単位負担金額の予定額を定め、これらを公告しなければならない。

（賦課対象区域の決定等）

第７条　市長は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

（負担金の賦課及び徴収）

第８条　市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第６条の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

２　前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して３年を経過した日以後においては、することができない。

３　市長は、第１項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

４　負担金は、３年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときはこの限りでない。

（負担金の徴収猶予）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

（１）　受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

（２）　受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

（平２５条例３１・一部改正）

（負担金の減免）

第１０条　国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。

（１）　国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

（２）　地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

（３）　国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

（４）　公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

（５）　事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者

（６）　前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

（平２５条例３１・一部改正）

（事業費等の確定等）

第１１条　市長は、事業が終了したときは、遅滞なく、事業費の額及び単位負担金額を確定し、これらを公告しなければならない。

（負担金の精算）

第１２条　市長は、前条の規定により公告された単位負担金額を基礎として負担金の額を確定し、その確定した額と第８条第１項の規定により定めた負担金の額との間に差額があるときは、遅滞なく、その差額に相当する金額が受益者から追徴し、又は受益者に還付しなければならない。

２　前条の規定により公告された事業費及び単位負担金額の確定額が第６条の規定により公告された事業費及び単位負担金額の予定額を超える場合において、その差額が少ないと市長が認めるときは、前項の規定による精算をしないことができる。

３　市長は、前項の規定により精算をしないときは、前条の規定による公告の日後遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（受益者に変更があった場合の取扱い）

第１３条　第７条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第８条第１項の規定により定められた額及び前条第１項の規定により受益者から徴収すべき金額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

（排水区域が拡張された場合の取扱い）

第１４条　市長は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を一の排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。

（延滞金）

第１５条　市長は、第８条第３項の納付期日（第９条の規定により徴収猶予をした場合は、当該徴収猶予をした期間の末日。以下この条において同じ。）までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年１４．５パーセント（当該納付期日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．２５パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、督促状に指定する納期限までに滞納金を完納した場合は、徴収しないものとする。

（平２５条例４０・一部改正）

（市長への委任）

第１６条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前に施行された事業の部分については、当該部分に係る区域を第７条の規定による賦課対象区域とみなして、この条例の規定を適用する。

（延滞金の割合の特例）

３　当分の間、第１５条に規定する延滞金の年１４．５パーセントの割合及び年７．２５パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．２５パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．５パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．２５パーセン

トの割合を加算した割合とし、年７．２５パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．２５パーセントの割合を超える場合には、年７．２５パーセントの割合）とする。

（平２５条例４０・全改）

附　則（平成２５年６月２７日条例第３１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年９月３０日条例第４０号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年１月１日から施行する。

（富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

５　第４条の規定による改正後の富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第１５条及び附則第３項の規定は、延滞金のうち平成２６年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

○富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例

（総則）

第１条　富士見市長（以下「市長」という。）は、この条例の定めるところにより、特定環境保全公共下水道に係る下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７５条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。

（受益者）

第２条　この条例において「受益者」とは、事業により築造される特定環境保全公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

２　市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

（負担区及び単位負担金額）

第３条　市長は、排水区域を土地その他状況に応じて２以上の負担区に区分することができる。

２　前項による負担区の名称、区域、面積及び単位負担金額は、別表の定めるところによる。

（各受益者の負担金の額）

第４条　受益者が負担する負担金の額は、前条第２項で定める単位負担金額に、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告されたものの面積を乗じて得た額とする。

（賦課対象地の決定等）

第５条　市長は、第３条第２項で定める負担区のうち、事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする土地（以下「賦課対象地」という。）を定め、これを公告しなければならない。これを変更するときも同様とする。

（負担金の賦課及び徴収）

第６条　市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象地に係る受益者ごとに、第３条第２項で定める単位負担金額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

２　前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して３年を経過した日以後においては、することができない。

３　市長は、第１項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

４　負担金は、３年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときはこの限りでない。

（負担金の徴収猶予）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

（１）　受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

（２）　受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

（平２５条例３１・一部改正）

（負担金の減免）

第８条　国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金は徴収しないものとする。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。

（１）　国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

（２）　地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

（３）　国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

（４）　公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

（５）　事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者

（６）　前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

（平２５条例３１・一部改正）

（受益者に変更があった場合の取扱い）

第９条　第５条の公告の日後、受益者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者になった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第６条第１項の規定により定められた額で、受益者から徴収すべき金額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

（平２５条例３１・一部改正）

（延滞金）

第１０条　市長は、第６条第３項の納付期日（第７条の規定により徴収猶予をした場合は、当該徴収猶予をした期間の末日。以下この条において同じ。）までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年１４．５パーセント（当該納付期日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．２５パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、督促状に指定する納期限までに滞納金を完納した場合は、徴収しないものとする。

（平２５条例４０・一部改正）

（委任）

第１１条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前に施行された事業の部分については、当該部分に係る土地を第５条の規定による賦課対象地とみなして、この条例の規定を適用する。

（延滞金の割合の特例）

３　当分の間、第１０条に規定する延滞金の年１４．５パーセントの割合及び年７．２５パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．２５パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．５パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．２５パーセントの割合を加算した割合とし、年７．２５パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．２５パーセントの割合を超える場合には、年７．２５パーセントの割合）とする。

（平２５条例４０・追加）

附　則（平成９年１２月２２日条例第２２号）

この条例は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年６月２７日条例第３１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年９月３０日条例第４０号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年１月１日から施行する。

（富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

６　第５条の規定による改正後の富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例第１０条及び附則第３項の規定は、延滞金のうち平成２６年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

別表（第３条関係）

負担区の名称	区域	面積	単位負担金額
第一負担区	大字東大久保字南畑界、同字一丁目の各一部 大字上南畑字中下内手、同字道場、同字鼠橋の全部 大字上南畑字上内手、同字本村内手、同字明石、同字稲荷前、同字瀬良崎、同字内ノ町、同字中下、同字市金、同字池ノ橋、同字田中、同字遠島、同字内川袋、同字曲目、同字戸中の各一部 大字下南畑字吉住、同字山場の全部 大字下南畑字馬場、同字蓮田、同字善幅、同字路通、同字深町、同字天神前、同字山形、同字竹ノ内、同字町田の各一部	９０ヘクタール	１平方メートル当たり５１０円
第二負担区	大字勝瀬字反町の一部 大字東大久保字上手、同字金子街道、同字欠間、同字中道、同字下手、同字新掘、同字芝原、同字渋井橋の各一部 大字上南畑字前田の全部 大字上南畑字下田、同字申塚、同字蛇木、同字尺地、同字流、同字稲荷前、同字池田、同字壱貫田、同字曽根、同字二ノ坪、同字虫喰、同字堂ケ谷戸、同字橋上川袋、同字橋下川袋の各一部 大字下南畑字八ツ島、同字八幡脇、同字二丁目、同字天神後、同字蓮田、同字天神前、同字下ノ谷、同字竹ノ内、同字島崎、同字木染、同字芝原、同字塚越、同字乗越、同字前新田、同字裏新田、同字谷中、同字馬場、同字久保田の各一部 大字水子字北袋の一部 大字南畑新田字登戸、同字尻永の各一部	１５６．８ヘクタール	１平方メートル当たり５１０円